

目次

中部運輸局編

■ 本書の使い方	2
■ 略語について	3
■ 最近の主な改正概要	4

第1章 車両法

1 目的・用語・自動車の種別	7
2 自動車の登録制度	9
3 保安基準	16
4 自動車の点検整備制度	19
5 自動車の検査制度	29
6 整備工場の認証制度	42
7 指定制度（工場関係）	54
8 指定制度（検査員関係）	70
9 指定制度（保安基準適合証関係）	73
10 指定制度（記録簿・罰則・変更届）	88

第2章 保安基準

1 自動車の構造関係	98
2 自動車の装置一般	105
3 自動車の車体関係	113
4 自動車の室内関係	118
5 自動車の騒音・排ガス関係	126
6 自動車の灯火関係	130
7 警音器・後写鏡・速度計 他	143
8 テスタ等による機能維持確認	150

第3章 計算問題

1 ブレーキ制動力	163
2 年度別計算問題	164

第4章 年度別試験問題

1 令和6年度 第1回	186
2 令和6年度 第2回	199
3 令和5年度 第1回	212
4 令和5年度 第2回	224
5 令和4年度 第1回	236
6 令和4年度 第2回	249
7 令和3年度 第1回	261
8 令和3年度 第2回	273

第5章 暗記ノート

《法令の改正》

◎車両法：令和5年6月16日
法律第63号まで

◎施行規則：令和6年11月13日
国土交通省令第99号まで

◎点検基準：令和5年10月20日
国土交通省令第86号まで

◎審査規程：令和7年1月31日
第62次改正まで

1 目的・用語・自動車の種別

1. 車両法の目的 7
2. 用語の定義 7
3. 自動車の種別 8
4. 自動車の種別 (別表第1) 9

2 自動車の登録制度

1. 登録の一般的効力 9
2. 新規登録の申請 10
3. 自動車登録番号標の封印等 10
4. 変更登録 11
5. 移転登録 12
6. 永久抹消登録 12
7. 一時抹消登録 13
8. 自動車登録番号標の表示 13
9. 車台番号等の打刻 15
10. 打刻の塗まつ等の禁止 15

3 保安基準

1. 保安基準 (自動車の構造) 16
2. 保安基準
(自動車の装置 / 乗車定員又は最大積載量) 17

4 自動車の点検整備制度

1. 点検及び整備の義務 19
2. 定期点検整備 (法令) 19
3. 定期点検整備 (点検期間) 20
4. 定期点検整備 (点検内容) 22
5. 定期点検整備 (走行距離項目 / 基準の注釈) 23
6. 点検整備記録簿 24
7. 整備管理者 27
8. 整備命令 27

5 自動車の検査制度

1. 自動車の検査及び自動車検査証 29
2. 自動車検査証の記載事項・記録事項 29
3. 新規検査 32
4. 自動車検査証の有効期間 33
5. 自動車検査証の有効期間の起算日 34
6. 継続検査 36
7. 自動車検査証の備付け及び検査標章 36
8. 自動車検査証記録事項の変更 37
9. 構造等変更検査 38
10. 自動車検査証等の再交付 38
11. 予備検査 39
12. 限定自動車検査証 39
13. 車両番号標の表示の義務等 40
14. 自動車部品を装着した場合の取扱い 40

6 整備工場の認証制度

1. 特定整備事業の種類 42
2. 地方運輸局長の認証 43
3. 認証基準 43
4. 特定整備の定義 44
5. 認証における取扱い 47
6. 特定整備事業者の変更届 47
7. 事業の相続、合併及び分割
／事業の譲渡 47
8. 特定整備事業者の標識 48
9. 特定整備事業者の義務 48
10. 特定整備記録簿 49
11. 設備の維持 50
12. 特定整備事業者の遵守事項 51
13. 整備主任者 53
14. 事業の停止等 54

7 指定制度 (工場関係)

1. 優良自動車整備事業の認定 54
2. 指定自動車整備事業の指定 55
3. 指定工場の設備、技術及び管理組織 56
4. 自動車の検査の設備 58
5. 要員関係の基準の解釈 59
6. 作業場等の基準の解釈 60
7. 対象自動車の指定 61
8. 自動車の検査の設備 (共同使用の要件) 62
9. 設備の維持 63
10. 検査用機器の校正 63
11. 検査用機器の構造と取扱
(サイドスリップ・テスト) 64
12. 検査用機器の構造と取扱
(ブレーキ・テスト) 65
13. 検査用機器の構造と取扱
(速度計試験機) 65
14. 検査用機器の構造と取扱
(前照灯試験機) 66
15. 検査用機器の構造と取扱
(騒音計・音量計) 66
16. 検査用機器の構造と取扱
(一酸化炭素測定器・炭化水素測定器) 68
17. 検査用機器の構造と取扱
(黒煙測定器) 68
18. 検査用機器の構造と取扱
(オバシメータ) 69

8 指定制度 (検査員関係)

1. 自動車検査員の選任 70
2. 自動車検査員の要件 70
3. 自動車検査員の兼任 71
4. 自動車検査員の解任 72
5. 自動車検査員の研修 72

9 指定制度（保安基準適合証関係）

1. 指定事業者による 保安基準適合証の交付	73
2. 保安基準適合証等の交付範囲	75
3. 自動車検査員による検査 (検査等の基準)	77
4. 自動車検査員による証明 (証明方法 / 同一性の確認)	80
5. 自動車検査員による証明 (一時抹消登録車の取扱い)	81
6. 自動車検査員の服務	81
7. 自動車検査員の作業区分	82
8. 保安基準適合証等の有効期間	83
9. 保安基準適合証の取扱い (適合標章の表示)	84
10. 保安基準適合証の取扱い (記載方法)	84
11. 保安基準適合証の取扱い (不正使用の防止)	85
12. 保安基準適合証の取扱い (最終の検査申請日)	86
13. 自賠償保険	87

10 指定制度（記録簿・罰則・変更届）

1. 指定整備記録簿 (記載事項)	88
2. 指定整備記録簿 (保存期間)	89
3. 指定整備記録簿 (記載要領)	90
4. 指定整備事業者の罰則の適用	91
5. 指定整備事業者の変更届	92
6. 指定整備事業者の標識	92
7. 不正使用等の禁止	92
8. 不正改造等の禁止	93

1 目的・用語・自動車の種別

1 車両法の目的

[過去出題例]

- ☑1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を（ ）することを目的とする。[R6.1]
- ☑2. この法律は、（ ）に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R6.2/R5.2]
- ☑3. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の（ ）の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R5.1]
- ☑4. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての（ ）の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R4.2/R1.2]
- ☑5. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、（ ）の福祉を増進することを目的とする。[R4.1]
- ☑6. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び（ ）の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R3.1]
- ☑7. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての（ ）等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R2.1]

◎正解 1…増進：2…道路運送車両：3…整備事業：4…技術：5…公共：6…公害：7…公証

[関係法令]

◆車両法◆第1条（この法律の目的）

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
- ▷「公証」行政上、特定の事実又は法律関係の存在をおおやけに証明すること。
 - ▷「資する」助けとなる。役立つ。
 - ▷「公共の福祉」社会全体に共通する幸福・利益。
 - ▷毎年必ず出題！全文を覚える！

2 用語の定義

[過去出題例]

- ☑1. この法律で「自動車」とは、（ ）により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引^{けん}して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。[R3.2]

9 指定制度（保安基準適合証関係）

1 指定事業者による保安基準適合証の交付

〔法令〕

- ☑1. 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を（①）が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び（②）（第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあっては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。ただし、第63条第2項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。〔R6.1〕
- ☑2. 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く）を国土交通省令で定める技術上の基準により（①）し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な（②）をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小製自動車にあっては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。ただし、第63条第2項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。〔R5.2〕
- ☑3. （ ）は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く）を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を（ ）が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあっては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。ただし、第63条第2項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。〔R4.1〕
- ☑4. 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く）を国土交通省令で定める（ ）の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な（ ）をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあっては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。ただし、第63条第2項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。〔R3.2〕

- ☑5. 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く）を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が（ ）したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあっては、保安基準適合証）を（ ）に交付しなければならない。ただし、第63条第2項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。[R2.1]
- ☑6. 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く）を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を（ ）が証明したときは、（ ）、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあっては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。ただし、第63条第2項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。[R1.2]
- ☑7. 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車その他国土交通省令で定める自動車を除く）に係る前項の規定による保安基準適合証の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該（ ）の承諾を得て、当該保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供することができる。[R6.2/R5.1]
- ☑8. 指定自動車整備事業者は、保安基準適合証の交付に代えて、依頼者の承諾を得て保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供することができる。[R3.2/R2.1]

〔実務〕

- ☑9. 指定自動車整備事業者は、法第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた乗用自動車について、点検及び必要な整備を実施し、保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したので、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章を依頼者に交付した。[R6.2/R4.2]
- ☑10. 他の認証工場から指定整備（継続検査）の依頼を受けた自動車について、他の認証工場において確実に点検及び整備が行われたことが特定整備記録簿により確認できたので、点検及び整備を実施せずに自動車検査員が法第94条の5第4項の検査（いわゆる完成検査）のみを実施し、保安基準適合証を交付した。[R6.2/R6.1]

◎正解 1…①自動車検査員/②保安基準適合標章：2…①点検/②整備：
3…指定自動車整備事業者/自動車検査員：4…技術上/整備：5…証明/依頼者：
6…：自動車検査員/請求により：7…依頼者：8…○：9…×：10…×

[関係法令]

◆車両法◆第94条の5（保安基準適合証等）

1. 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く）を国土交通省令〔指定期則第6条〕で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書）の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあっては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。ただし、第63条第2項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。

▷継続検査時…保安基準適合証及び保安基準適合標章を交付することができる。

▷中古新規検査時…保安基準適合証を交付することができる（保安基準適合標章は交付できない）。

2. 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車その他国土交通省令で定める自動車を除く）に係る前項の規定による保安基準適合証の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該依頼者の承諾を得て、当該保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供することができる。

5. 自動車検査員は、第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車又は第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車については、当該自動車の構造等に関する事項がそれぞれ当該自動車に係る自動車登録ファイルに記録され、又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一でなければ、第1項の証明をしてはならない。

2 保安基準適合証等の交付範囲

[過去出題例]

1. 一時抹消登録を受けている最大積載量1,250kgの小型貨物自動車（車体の形状「バン」）の新規登録申請をする場合において、当該自動車の構造等に関する事項が登録識別情報等通知書に記載された内容と同一であったため保安基準適合証を交付し、書面の提出をもって当該自動車の提示に代えた。[R6.2]
2. 一時抹消登録を受けている最大積載量1,000kgの小型貨物自動車（車体の形状「キャブオーバ」）の新規登録申請をする場合において、当該自動車の構造等に関する事項が登録識別情報等通知書に記載された内容と同一であったため保安基準適合証を交付し、書面の提出をもって当該自動車の提示に代えた。[R6.1]

◎正解 1…×：2…×

[関係法令]

◆車両法◆第7条（新規登録の申請）

3. 第1項〔新規登録〕の申請をする場合において、次の各号に掲げる自動車にあっては、それぞれ当該各号に定める書面の提出をもって当該自動車の提示に代えることができる。

(3) 法第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた後に法第94条の5第1項の規定による有効な保安基準適合証の交付を受けている乗用自動車等（人の運送の用に供する自動車又は貨物の運送の用に供する小型自動車のうち、当該自動車の構造等に関する事項（第71条の2第1項に規定する構造等に関する事項をいう）に変更が生ずることが少ないものとして国土交通省令〔施行規則第2条の3〕で定めるものをいう。第94条の5第7項において同じ）…保安基準適合証

◆施行規則◆第2条の3（法第7条第3項第3号の国土交通省令で定める自動車）

法第7条第3項第3号の国土交通省令で定める自動車は、次の各号に掲げる自動車とする。

- (1) 人の運送の用に供する自動車のうち、次に掲げるもの以外のもの
- イ 乗車定員11人以上の普通自動車及び小型自動車
 - ロ 専ら幼児の運送を目的とする普通自動車及び小型自動車

- ハ 三輪の小型自動車
- ニ 広告宣伝用自動車その他特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車
- ホ 大型特殊自動車

(2) 貨物の運送の用に供する小型自動車のうち、最大積載量が1t以下であり、かつ、当該小型自動車に係る登録識別情報等通知書（登録識別情報その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を記載した書面をいう）の車体の形状の欄に「バン」又は「三輪バン」と記載されているもの

◆保安基準適合証等の交付範囲（編集部）◆

検査の種類及び区分		交付			現車提示の省略		
		保安基準適合証	保安基準適合標章	限定保安基準適合証			
新規・予備検査	新車	×	×	×	×		
	中古	構造等に変更なし（*1）	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 乗用自動車（*3） ▪ 軽自動車 ▪ 二輪自動車 ▪ 一部の小型貨物自動車（*4） 	○（可）	×	○	○
			上記以外	○	×	○	×
		構造等に変更あり（*2）	全車	×	×	×	×
継続検査（*5）		○	○	○	○		
構造等変更検査		×	×	×	×		
臨時検査		×	×	×	×		

（*1）「構造等に変更なし」とは、「構造等に関する事項」について、登録識別情報等通知書等に記載されている事項と現車が同一である場合をいう。

なお、乗車定員11人以上の乗用自動車以外については、「自家用」⇔「事業用」の変更について構造等に変更がないものとして取扱い、保安基準適合証等の交付が可能となる。

（*2）「構造等に変更あり」の場合、自動車検査員は保安基準に適合する旨を証明することはできない。

（*3）乗用自動車のうち、「乗車定員11人以上のもの」、「幼児専用車」、「小型三輪自動車」は除く。

（*4）「一部の小型貨物用自動車」とは、「最大積載量が1トン以下」であり、かつ、当該小型自動車に係る登録識別情報等通知書の車体の形状の欄に「バン」または「三輪バン」と記載されている小型貨物自動車をいう。

（*5）使用過程車への自動車部品取付による寸法、重量の変更については、通達「自動車部品の取扱い」により取扱うことができる。

第2章 保安基準

中部運輸局が行う検査員教習修了試問の保安基準関連の出題については、自動車製作年月日を試問実施日とすることが多い。そこで、第2章は特にことわりのない限り、令和7年8月6日に製作された自動車に適用される規定による正解及び関係法令（審査規程）を収録している。

なお、特に注釈のない限り、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車の基準（審査規程）については省略している。

1 自動車の構造関係

1. 用語の定義	98
2. 不適切な補修等	99
3. 燃料タンクの容量等の算定及び確認	100
4. 長さ、幅及び高さ	101
5. 最低地上高	102
6. 車両総重量・軸重・輪荷重	103
7. 安定性	104
8. 最小回転半径	104
9. 接地部及び接地圧	105

2 自動車の装置一般

1. 速度抑制装置	105
2. 走行装置	106
3. 施錠装置	107
4. 制動装置	108
5. 衝突被害軽減制動制御装置 (自動ブレーキ)	108
6. 緩衝装置	109
7. 高圧ガスの燃料装置	110
8. 高圧ガスの燃料装置 (LPガス自動車)	112
9. 高圧ガスの燃料装置 (CNG自動車)	113

3 自動車の車体関係

1. 車枠及び車体	113
2. 車体表示	116
3. 突入防止装置	116

4 自動車の室内関係

1. 運転者席	118
2. 座席ベルト非装着時警報装置	119
3. 年少者用補助乗車装置	120
4. 通路	121
5. 乗降口	121
6. 非常口	122
7. 物品積載装置	123
8. 窓ガラス (性能)	124
9. 窓ガラス (貼付物等)	124

5 自動車の騒音・排ガス関係

1. 騒音防止装置 (消音器)	126
2. 排出ガス等発散防止装置	128
3. 排出ガス等の発散防止装置 (機能維持)	128
4. 排出ガス等の発散防止装置 (排気管)	129

6 自動車の灯火関係

1. 走行用前照灯	130
2. すれ違い用前照灯	131
3. 前部雾灯	132
4. 車幅灯	132
5. 昼間走行灯	133
6. 前部反射器	134
7. 側方灯・側方反射器	134
8. 番号灯	135
9. 尾灯	135
10. 後部雾灯	136
11. 後部反射器	137
12. 大型後部反射器	137
13. 制動灯	138
14. 補助制動灯	139
15. 後退灯	140
16. 方向指示器	140
17. その他の灯火等の制限	142

7 警音器・後写鏡・速度計 他

1. 警音器	143
2. 非常信号用具	144
3. 盗難発生警報装置	144
4. 後写鏡	145
5. 直前及び側方の視界	145
6. 後退時車両直後確認装置	147
7. 速度計	147
8. 消火器	148
9. 内圧容器	148
10. 運行記録計	148
11. 緊急自動車	149
12. 道路維持作業用自動車	149

8 テスタ等による機能維持確認

1. 近接排気騒音の大きさ (騒音計等)	150
2. CO・HCの濃度 (CO・HCテスタ)	155
3. 光吸収係数又は黒煙による汚染度 (オパシメータ又は黒煙測定器)	157
4. 前照灯の明るさ及び主光軸の向き (前照灯試験機)	159
5. 警音器の音の大きさ (騒音計)	162

1 自動車の構造関係

1 用語の定義

[過去出題例]

- ☑1. 「空車状態」とは、道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の（ ）を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。[R6.2]
- ☑2. 審査事務規程の用語の定義において「空車状態」とは、道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をし、運転者1名が乗車した状態をいう。[R5.2]
- ☑3. 空車状態とは、道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。[R3.1]
- ☑4. 審査事務規程の用語の定義における「審査時車両状態」の判断について、原動機の作動中において運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備えるアンチロックブレーキシステムの異常状態を表示するテルテールが継続して点灯していたため、「審査時車両状態」ではないと判断した。[R4.2/R2.1]
- ☑5. 審査事務規程の用語の定義における「審査時車両状態」の判断について、原動機の作動中において運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備えた「エアバッグ」の異常状態を表示するテルテールの識別表示が継続して点灯していたため、当該自動車は「審査時車両状態」ではないと判断した。[R4.1/R1.2]

◎正解 1…全量：2…×：3…○：4…○：5…○

[関係法令]

◆審査規程 1-3 用語の定義・抜粋

用語	内容						
空車状態	道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。[以下略]						
審査時車両状態	次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。 ①空車状態の自動車に運転者1名が乗車した状態（被牽引自動車にあっては、空車状態に運転者1名が乗車した牽引自動車と空車状態の被牽引自動車を連結した状態）であること。 ただし、検査担当者からの指示又は申告ボタン操作等の理由により降車する必要がある場合には、空車状態であってもよい。 ②原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。なお、原動機始動時の自己診断のために点灯又は点滅していることが明確なものは、「継続して点灯又は点滅」には該当しない。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>異常状態の表示</th> <th>識別表示例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前方のエアバッグ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>側方のエアバッグ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	異常状態の表示	識別表示例	前方のエアバッグ		側方のエアバッグ	
異常状態の表示	識別表示例						
前方のエアバッグ							
側方のエアバッグ							

制動装置	 又は BRAKE
アンチロックブレーキシステム	 又は ABS
原動機	

2 不適切な補修等

[過去出題例]

- ☑1. 保安基準第44条に規定された自動車の直前及び側方の視界を確保するための鏡が、粘着テープ（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く）で取付けてあったが、当該鏡を手指で揺すっても取付部がたがは出なかったため、保安基準適合と判断した。[R3.1]
- ☑2. 最大積載量が1,000kgである貨物自動車に備えられている保護棒又は保護仕切であって、車体側に保護棒又は保護仕切を備えるための受け口を設けていなかったが内側から押し広げる力によって両側壁等をつっ張る仕組みのものであったことから、保安基準適合と判断した。[R6.2]
- ☑3. 自動車に備える尾灯の灯光の色について、白色であったため、赤色のカラースプレーで着色されたフィルムを灯火器の表面に貼付し、見かけの色は赤色になったことから、保安基準適合と判断した。[R4.1/R1.2]
- ☑4. 小型貨物自動車の最大積載量の表示が貼り付けられた紙によりされていたが、自動車検査証に記載されている最大積載量と同一であったことから、保安基準適合と判断した。[R6.1]
- ☑5. 灯火器、前方及び側方の障害物を確認できる鏡その他の装置等、保安基準に適合させるために取付けられた装置であって、指定自動車等と異なる取付方法によると認められるものについては、当該装置、部品又は表示を（ ）、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認すること。当該確認の結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はたががあるものは、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。[R5.1]

◎正解 1…×：2…×：3…×：4…×：5…手指で揺する

[関係法令]

◆審査規程4-4 不適切な補修等・要約

[保安基準に適合しないもの] ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

①装置又は部品の取付け
ア. 粘着テープ類（*1）、ロープ類又は針金類による取付け
イ. 挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法による取付け
ウ. 扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある取付け
エ. フェンダー等走行装置の回転部分附近の車体にベルト類、ホース類、粘着テープ類（*2）、紙類、布類、段ボール類、スポンジ類又は発泡スチロールが取付けられているもの
オ. 装備義務がある灯火器の配線、配線の周囲の保護部材等が、自動車の外側表面上に確認できるもの（*3）
カ. 運転者席の保護棒又は保護仕切りであって、車体側に保護棒又は保護仕切を備えるための受け口を設けずに内側から押し広げる力によって両側壁等を突破る仕組みのもの

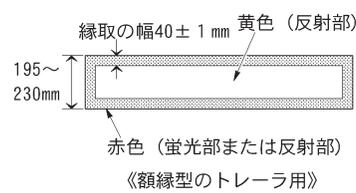
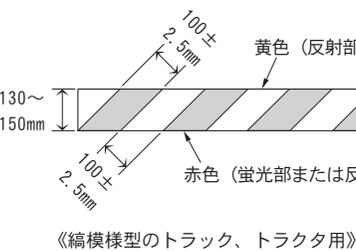
[関係法令]

◆審査規程 7 - 86 大型後部反射器・要約

[装備要件]

- 車両総重量7トン以上の普通貨物自動車

[視認審査]

製作年月日 区分	平成 23 年 9 月 1 日～	
形状と 反射部・蛍光部 の色	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 被牽引自動車 <ul style="list-style-type: none"> ①黄色の反射部が赤色の反射部又は蛍光部によって囲まれていること。 ②黄色の反射部を囲む赤色の反射部又は蛍光部の幅は、$40 \pm 1 \text{ mm}$ であること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 被牽引自動車以外 <ul style="list-style-type: none"> ①黄色の反射部及び赤色の反射部又は蛍光部からなる、$45 \pm 5^\circ$ の角度をなす縞模様であること。 ②黄色の反射部及び赤色の反射部又は蛍光部の幅は、$100 \pm 2.5 \text{ mm}$ であること。 	
明るさ	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 夜間、後方 150m から反射光を確認 ▪ 昼間、後方 150m から赤色部を確認 	
大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 反射部又は反射部及び蛍光部からなる一辺の長さ…130mm 以上 ▪ 幅…130mm 以上 150mm 以下 <ul style="list-style-type: none"> ▷ 被牽引自動車は 195mm 以上 230mm 以下 ▪ 長方形であること。 ▪ 4 辺の長さの合計…1,130mm 以上 2,300mm 以下 	
個数	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 1 個、2 個又は 4 個 	

13 制動灯

[過去出題例]

- 1. 制動灯は、昼間にその後方100mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が15W以上60W以下で照明部の大きさが () cm^2 以上であり、かつ、その機能が正常である制動灯は、この基準に適合するものとする。[R6.2]
- 2. 尾灯又は後部上側端灯と兼用の制動灯は、同時に点灯したときの光度が尾灯のみ又は後部上側端灯のみを点灯したときの光度の () 倍以上となる構造であること。[R5.2]
- 3. 普通乗用自動車に備える制動灯について、その照明部の下縁を測定したところ、地上250mmのため、保安基準不適合と判断した。[R2.1]
- 4. 二輪自動車以外の自動車の後面の両側に備える制動灯の取付位置について、最外側にあるものの照明部の最外縁が自動車の最外側から450mmの位置に取付けられていたことから、保安基準適合と判断した。[R6.1]
- 5. 令和4年12月7日に製作された二輪自動車に備えられた制動灯の取付高さについて、その制動灯の上縁高さが地上300mm、下縁の高さが地上240mmであったため、保安基準不適合と判断した。

[R4.2]

[関係法令]

◆審査規程 7-88 制動灯・要約

[視認審査]

製作年月日 区分	平成 18 年 1 月 1 日～
確認距離	▪ 昼間、後方 100m の距離から点灯を確認（光源と大きさの基準に適合するものは適合）
明るさ	▪ 尾灯又は後部上側端灯と兼用の制動灯は、同時に点灯したときの光度が、尾灯又は後部上側端灯のみを点灯したときの光度の 5 倍以上であること。
光源と大きさ	▪ 光源…15W 以上 60W 以下 ▪ 大きさ…20cm ² 以上
灯光色	▪ 赤色
取付位置	▪ 上縁…地上 2,100mm 以下（*） ▷二輪自動車は地上 1,500mm 以下（令和 5 年 9 月 1 日以降製作車に適用） ▪ 下縁…地上 350mm 以上（*） ▷二輪自動車で令和 5 年 9 月 1 日以降製作車は地上 250mm 以上、令和 5 年 8 月 31 日以前製作車は、照明部の中心が地上 2,000mm 以下であればよい。 ▷セミトレーラで構造上、地上 350mm 以上に取付けることができないものは、取付けることができる最高の高さ ▪ 最外縁…自動車の最外側から 400mm 以内 ▪ 左右対称

* 基準緩和を受ける上部に備える制動灯については、上縁高さ及び下縁高さの基準は適用しない。

14 補助制動灯

[過去出題例]

- ☑ 1. 補助制動灯は、その照明部の下縁の高さが地上 850mm 以上又は後面ガラスの最下端の取付部（これに相当する部分を含む。）の下方（ ）mm より上方であって、制動灯の照明部の上縁を含む水平面以上となるように取付けられていること。[R6.2]

[関係法令]

◆審査規程◆ 7-89 補助制動灯・要約

[視認審査]

製作年月日 区分	平成 18 年 1 月 1 日～
明るさ	▪ 300cd 以下
灯光色	▪ 赤色
個数	▪ 1 個（*）
取付位置	▪ 下縁…地上 850mm 以上、又は後面ガラスの最下端の取付部の下方 150mm より上方であって、制動灯の照明部の上縁を含む水平面以上 ▪ 車両中心面上（*）

* 自動車の構造上その照明部の中心を車両中心面上に取付けることができないものは、照明部の中心を車両中心面から 150mm までの間に取付けるか、又は補助制動灯を車両中心面の両側に 1 個ずつ取付けることができる。

15 後退灯

[過去出題例]

1. 自動車に備える後退灯の数は、次に掲げるものとする。[R5.1]
- (1) 長さが () m を超える自動車 (専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車に限る) にあっては、2個、3個又は4個
- (2) (1) 以外の自動車にあっては、1個又は2個
2. 長さ6.5mの普通貨物自動車に備える後退灯について、その数が3個であったため保安基準不適合と判断した。[R3.1]
3. 乗車定員7人の普通乗用自動車に備える後退灯の個数について、3個備えられていたので、保安基準不適合と判断した。[R3.2]
4. 小型乗用自動車の後退灯は、その照明部の上縁の高さが地上1,200mm以下、下縁の高さが () mm以上となるように取付けられなければならない。[R5.2]

◎正解 1…6 : 2…× : 3…○ : 4…250

[関係法令]

◆審査規程7-90 後退灯・要約

[装備要件]

- 自動車には、後退灯を備えなければならない。
▷二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅0.8m以下の自動車並びにこれにより牽引される自動車を除く。

[視認審査]

製作年月日 区分	平成28年1月1日～
確認距離	▪ 昼間、後方100mの距離から点灯を確認 (光源と大きさの基準に適合するものは適合)
光源と大きさ	▪ 光源…15W以上75W以下 ▪ 大きさ…20cm ² 以上
灯光色	▪ 白色
個数	▪ 長さが6mを超える自動車 (乗車定員10人以上の乗用自動車及び貨物自動車に限る) …2個、3個又は4個 ▪ 上記以外の自動車…1個又は2個
取付位置	▪ 長さ6mを超える自動車 (2個を超えて備えるもの) …自動車の側面に後方に向けて取付けることができる。 ▪ 上縁…地上1,200mm以下 ▷大型特殊自動車で構造上、1,200mm以下に取付けられない場合は、取付けられる最低の高さ ▪ 下縁…地上250mm以上 ▪ 左右対称 (後面に2個以上の後退灯が取付けられている場合)

16 方向指示器

[過去出題例]

1. 自動車に備える方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器は、方向の指示を表示する方向100mの位置から () において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。[R4.1]
2. 方向指示器は、毎分 () 回以上120回以下の一定の周期で点滅するものであること。この場合において、連鎖式点灯をする方向指示器については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。[R6.2]

1 ブレーキ制動力

1 制動力の判定基準の単位

制動力の判定基準では、単位に「N/kg」が使われている。この単位について解説する。

「N」は力の単位である。1 Nは、質量1 kgの物体に1 m/s²の加速度を生じさせる力と定義されている。地球の重力加速度は約9.8m/s²であることから、質量1 kgの物体に作用する重力は、1 kg × 9.8m/s² = 9.8Nということになる。

一方、「kg」は質量の単位である。自動車については、前軸重や後軸重、車両重量の単位に使われている（重量の単位は慣習的に「kg」が使われている）。

判定基準の「N/kg」は、重量あたりの制動力ということになる。例えば、1 N/kgは重量1 kgあたり1 Nの制動力であることを表している。仮に自動車の重量が1000kgであるとすると、制動力は1000Nとなる。この値がどの程度の大きさであるのか、判断する際の目安となるものに、自動車の重力がある。仮に自動車の制動力と重力が等しいとすると、重量1 kgに作用する重力は9.8Nであることから、制動力の割合は9.8N/kgとなる。

自動車の重量に対する制動力の総和の割合は「4.90N/kg」と定められている。9.8N/kgを基準とすると、50%ということになる。同様に他の割合「3.92N/kg」「1.96N/kg」「0.98N/kg」「0.78N/kg」は、9.8N/kgのそれぞれ40%、20%、10%、8%となる。

制動力の判定基準に「N/kg」を使うことで、重量に応じて一定割合以上の制動力を備えなければならない。

2 制動力の判定基準値

審査事務規程（9-3）では、ブレーキ制動力を次のように規定している。

◆制動力の判定基準（編集部要約）

項目		制動力の判定基準
主制動装置	制動力の総和	制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が4.90N/kg以上であること。ただし、降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には、4.90N/kgを3.92N/kgに読み替えて適用する。
	後輪の制動力の和	後車輪に係わる制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が0.98N/kg以上であること。
	左右の車輪の制動力の差	左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が0.78N/kg以下であること。
駐車ブレーキ		制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が1.96N/kg以上であること。

注：①審査時車両状態における自動車の各軸重を計測することが困難な場合には、空車状態における前軸重に55kgを加えた値を審査時車両状態における自動車の前軸重とみなして差し支えない。

②ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上制動力を計測することが困難な場合には、その状態で制動力の総和に対し適合するとみなして差し支えない。

◎これらの基準のうち、「4.90N/kg以上」「3.92N/kg以上」「0.98N/kg以上」「0.78N/kg以下」「1.96N/kg以上」の数値は完全に暗記しておく必要がある。計算値の適否を判定するために不可欠である。

◎「審査時車両状態」は、審査規程1-3（用語の定義）より、空車状態の自動車に運転者1名（55kg）が乗車した状態である。

◎注①の内容は、「審査時車両状態」の前軸荷重と後軸荷重を規定したものである。理論的には、運転者1名（55kg）の荷重が前軸と後軸に分配される割合を求め、空車時の前軸荷重に運転者前軸配分荷重を加えたものが「審査時車両状態」の前軸荷重であり、また空車時の後軸荷重に運転者後軸配分荷重を加えたものが「審査時車両状態」の後軸荷重である。しかし、この考えに従って「審査時車両状態」の前軸荷重と後軸荷重を求めるには、運転者の乗員荷重位置を調べなくてはならない。自動車の荷重は運転者1名（55kg）の荷重から比べると非常に大きいことから、注①では次のように荷重をみなすと規定している。

「審査時車両状態」の前軸荷重＝空車時前軸荷重＋55kg

「審査時車両状態」の後軸荷重＝空車時後軸荷重

◎この規定により、運転者の乗員荷重位置がわからなくとも、空車時前軸荷重と空車時後軸荷重からブレーキ制動力の合否判定が出来るようになる。

また、問題を解くに当たっては、①ブレーキ・テストの状態（乾いている・濡れている）、②計算値の末尾の処理方法（小数点以下第4位切り捨て）などに注意する。

2 年度別計算問題

1 令和6年度 第1回問題

【1】次の1. 自動車検査証（抜粋）の自動車について、保安基準の細目告示及び審査事務規程に基づきブレーキ・テストを用いて制動力を測定したところ、2. 指定整備記録簿（抜粋）の制動力欄に記載した制動力測定結果を得た。ただし、審査時車両状態における当該自動車の各軸重の測定は行っていなく、制動力測定時ブレーキ・テストのローラは乾燥状態であった。

- (1) 当該自動車の主制動装置及び駐車ブレーキの制動能力について、2. 指定整備記録簿（抜粋）の制動力欄①から⑤の値を求め記入しなさい。ただし、答えが小数点以下になるものは、小数点以下第4位を切り捨て、小数点以下第3位まで記入するものとする。
- (2) [表1] の判定根拠数値欄に保安基準の細目告示及び審査事務規程に定めるブレーキ・テストのローラが乾燥している状態での判定根拠数値を⑥から⑩に記入しなさい。また、当該自動車の保安基準の適合性について判定を行い、判定欄⑪から⑮の「適」・「否」いずれかを選び記入しなさい。

1. 自動車検査証（抜粋）

自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状			
普通	乗用	自家用	ステーションワゴン			
乗車定員	最大積載量		車両重量		車両総重量	
8人	- kg		1930kg		2370kg	
※最高速度 150km/hとする。			前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
			1060kg	- kg	- kg	870kg
			型式指定番号		類別区分番号	

2. 指定整備記録簿（抜粋）

制動力				
前軸	右	2850N	軸重 kg	左右差 N
	左	3740N		(①) N/kg
後軸	右	830N	軸重 kg	左右差 N
	左	1500N		(③) N/kg (②) N/kg
計		N	車両重量 kg	(④) N/kg (⑤) N/kg
手動		3910N		

※①から⑤は、〔表1〕における各項目の番号とする。

〔表1〕

項目			判定根拠数値	判定
主制動力	前軸	①審査時車両状態における前軸重に対する左右差	(⑥) N/kg 以下	⑪適・否
	後軸	②審査時車両状態における後軸重に対する左右差	(⑦) N/kg 以下	⑫適・否
		③審査時車両状態における後軸重に対する制動力の割合	(⑧) N/kg 以上	⑬適・否
	総和	④審査時車両状態における自動車の重量に対する制動力の割合	(⑨) N/kg 以上	⑭適・否
⑤審査時車両状態における自動車の重量に対する駐車ブレーキの制動力の割合			(⑩) N/kg 以上	⑮適・否

解説

①「審査時車両状態における前軸重に対する左右差」

- ・①は、前軸の制動力の左右差を審査時車両状態における前軸重で除した値である。
- ・前軸の制動力の左右差＝前軸（左－右）＝3740N－2850N＝890N
- ・審査時車両状態における前軸重は、検査証及び審査時車両状態の定義（注①）より、次のとおりである。
審査時車両状態における前軸重＝車両重量（前前軸重）＋55kg＝1060kg＋55kg＝1115kg
- ・以上の結果、①は次のとおりとなる。

$$\text{①} = \frac{\text{前軸の制動力の左右差}}{\text{審査時車両状態における前軸重}} = \frac{890\text{N}}{1115\text{kg}} = 0.7982\cdots\text{N/kg}$$

- ・設問の指示により、小数点以下第4位を切り捨てる。小数点以下第4位はこの場合「2」であり、これを切り捨てると、答えは「0.798N/kg」となる。
- ・判定基準値は「⑥0.78N/kg以下」であり、計算値は「0.798N/kg」であることから、判定は「⑪否」となる。

② 「審査時車両状態における後軸重に対する左右差」

- ・ ②は、後軸の制動力の左右差を審査時車両状態における後軸重で除した値である。
- ・ 後軸の制動力の左右差＝後軸（左－右）＝1500N－830N＝670N
- ・ 審査時車両状態における後軸重（後後軸重）は、検査証より870kgである。
- ・ 以上の結果、②は次のとおりとなる。

$$\textcircled{2} = \frac{\text{後軸の制動力の左右差}}{\text{審査時車両状態における後軸重}} = \frac{670\text{N}}{870\text{kg}} = 0.7701\cdots\text{N/kg}$$

- ・ 設問の指示により、小数点以下第4位を切り捨てる。小数点以下第4位はこの場合「1」であり、これを切り捨てると、答えは「0.770N/kg」となる。
- ・ 判定基準値は「⑦0.78N/kg以下」であり、計算値は「0.770N/kg」であることから、判定は「⑫適」となる。

③ 「審査時車両状態における後軸重に対する制動力の割合」

- ・ ③は、後軸の制動力の和を審査時車両状態における後軸重で除した値である。
- ・ 後軸の制動力の和は、記録簿より次のとおりである。
後軸の制動力の和＝後軸（右＋左）＝830N＋1500N＝2330N
- ・ 審査時車両状態における後軸重（後後軸重）は、検査証より870kgである。
- ・ 以上の結果、③は次のとおりとなる。

$$\textcircled{3} = \frac{\text{後軸の制動力の和}}{\text{審査時車両状態における後軸重}} = \frac{2330\text{N}}{870\text{kg}} = 2.6781\cdots\text{N/kg}$$

- ・ 設問の指示により、小数点以下第4位を切り捨てる。小数点以下第4位はこの場合「1」であり、これを切り捨てると、答えは「2.678N/kg」となる。
- ・ 判定基準値は「⑧0.98N/kg以上」であり、計算値は「2.678N/kg」であることから、判定は「⑬適」となる。

④ 「審査時車両状態における自動車の重量に対する制動力の割合」

- ・ ④は、制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値である。
- ・ 制動力の総和は、記録簿より次のとおりである。
制動力の総和＝前軸（右＋左）＋後軸（右＋左）
＝2850N＋3740N＋830N＋1500N＝8920N
- ・ 審査時車両状態における自動車の重量は、検査証より次のとおりである。
審査時車両状態における自動車の重量＝前前軸重＋55kg＋後後軸重
＝1060kg＋55kg＋870kg＝1985kg
- ・ 以上の結果、④は次のとおりとなる。

$$\textcircled{4} = \frac{\text{制動力の総和}}{\text{審査時車両状態における自動車の重量}} = \frac{8920\text{N}}{1985\text{kg}} = 4.4937\cdots\text{N/kg}$$

- ・ 設問の指示により、小数点以下第4位を切り捨てる。小数点以下第4位はこの場合「7」であり、これを切り捨てると、答えは「4.493N/kg」となる。
- ・ 判定基準値はブレーキ・テストのローラが乾いている状態であるため「⑨4.90N/kg以上」であり、計算値は「4.493N/kg」であることから、判定は「⑭否」となる。

第4章 年度別試験問題

- ◎中部運輸局が行う検査員教習修了試問の「保安基準」関連の出題は、試問実施年度を自動車の製作年月とすることが多い。
- ◎第4章に収録した過去の試問については、自動車の製作年月日の明記されていないもの及び自動車の製作年月日に関係する個別条件のないものについては、令和7年8月6日を製作年月として模範解答及び解説を収録した。

[年度別試験問題の共通注意事項]

- ◎本問題における法令等の略称は、次による。

道路運送車両法	法
道路運送車両法施行規則	施行規則
優良自動車整備事業者認定規則	認定規則
指定自動車整備事業規則	指定規則
自動車点検基準	点検基準
道路運送車両の保安基準	保安基準
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示	保安基準の細目告示
自動車検査業務等実施要領	実施要領
独立行政法人自動車技術総合機構 審査事務規程	審査事務規程
- ◎保安基準関係の問題は、保安基準の緩和が適用されない一般の自動車を対象としています。

4-1 ▶令和6年度第1回 自動車検査員教習修了試問

【1】次の各文は、「法」及び「施行規則」に規定されている条文から抜粋したものです。各文の（ ）の中にあてはまる最も適切な字句又は数値を下枠の中から選び、その番号を記入しなさい。ただし、同じ番号を何回使用してもよいものとする。

1. 法第1条（目的）

この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を（①）することを目的とする。

2. 法第4条（登録の一般的効力）

自動車（軽自動車、（②）及び二輪の小型自動車を除く。以下第29条から第32条までを除き本章において同じ。）は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

3. 法第12条（変更登録）

自動車の所有者は、登録されている型式、（③）、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。ただし、次条の規定による移転登録又は第15条の規定による永久抹消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。

2～4（省略）

4. 法第29条（車台番号等の打刻）

自動車の製作を業とする者、自動車の車台又は原動機の製作を業とする者及び（④）が指定した者以外の者は、自動車の車台番号又は原動機の型式を打刻してはならない。

2～3（省略）

5. 法第31条（打刻の塗まつ等の禁止）

何人も、自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻を塗まつし、その他車台番号又は原動機の型式の識別を困難にするような行為をしてはならない。但し、(5) のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、又は次条の規定による命令を受けたときは、この限りでない。

6. 法第40条（自動車の構造）

自動車は、その構造が、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

(1) ～ (2) (省略)

(3) 車両総重量（車両重量、最大積載量及び(6) kgに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう。）

(4) ～ (9) (省略)

7. 法第41条（自動車の装置）

自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

(1) 原動機及び動力伝達装置

(2) 車輪及び車軸、そりその他の走行装置

(3) 操縦装置

(4) 制動装置

(5) ばねその他の緩衝装置

(6) 燃料装置及び電気装置

(7) 車枠及び車体

(8) 連結装置

(9) 乗車装置及び物品積載装置

(10) 前面ガラスその他の窓ガラス

(11) 消音器その他の騒音防止装置

(12) ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置

(13) 前照灯、番号灯、尾灯、制動灯、車幅灯その他の灯火装置及び反射器

(14) 警音器その他の警報装置

(15) 方向指示器その他の指示装置

(16) 後写鏡、窓拭き器その他の視野を確保する装置

(17) 速度計、走行距離計その他の計器

(18) 消火器その他の防火装置

(19) 内圧容器及びその附属装置

(20) 自動(7)装置

(21) その他政令で定める特に必要な自動車の装置

2 (省略)

8. 法第61条（自動車検査証の有効期間）

自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車であって、検査対象軽自動車以外のものにあつては(8)年、その他の自動車にあつては2年とする。

2～4 (省略)

15. 自動車検査証の備考欄に「マフラー加速騒音規制適用車」と記載された自動車について、マフラー加速騒音規制に不適合である消音器に変更されており、マフラー加速騒音規制に適合する旨の書面の提示はなかったが、近接排気騒音を測定したところ規制値内であったことから、保安基準適合と判断した。

【8】※第3章 計算問題（164ページ）を参照。

▷模範解答

【1】

- ①-14 (増進)：車両法1条
- ②-19 (小型特殊自動車)：車両法4条
- ③-11 (車台番号)：車両法12条1項
- ④-16 (国土交通大臣)：車両法29条1項
- ⑤-29 (整備)：車両法31条
- ⑥-18 (55)：車両法40条1項3号
- ⑦-6 (運行)：車両法41条1項20号
- ⑧-1 (1)：車両法61条1項
- ⑨-7 (継続検査)：車両法62条1項
- ⑩-15 (15)：車両法67条1項
- ⑪-3 (3)：車両法71条3項
- ⑫-23 (自動車登録番号標)：車両法98条1項
- ⑬-8 (左側)：施行規則8条1項
- ⑭-5 (空車)：施行規則35条の3 1項18号
- ⑮-28 (内側)：施行規則37条の3 1項

【2】

- ：整備事業の取扱い 別紙3の2 2.(5)
- × (1年⇒2年)：車両法94条の4 4項、5項
- ：施行規則62条2の2 1項2号
- × (一連の指定整備 (点検・整備・検査) を行う)：車両法94条の5 1項
- × (自賠償保険の保険期間は満了日の午前12時までであり、自動車検査証の有効期間の全部と重複しないため更新できない)：自賠法9条7項
- × (音量計による検査は現車作業場で行ってもよい)：整備事業の取扱い 別紙3の2 3.(1)イ
- ：指定規則 第5号様式 備考

- × (他の事業場の整備主任者になることはできない)：施行規則62条の2の2 1項7号
- × (「年間の業務量ごとに規定されている数以上を選任しなければならない」という規定はない)：車両法94条の4 1項
- × (車体形状「キャブオーバ」は現車提示を省略できない)：車両法7条3項3号、施行規則2条の3 2号

【3】

- ①-2 (大型特殊)：車両法77条1項1号
- ②-3 (30)：車両法81条1項
- ③-4 (公衆)：車両法89条1項
- ④-1 (写し)：車両法91条2項
- ⑤-7 (設備)：⑥-2 (管理組織)：車両法94条の2 1項
- ⑦-4 (自動車検査員)：⑧-2 (保安基準適合標章)：車両法94条の5 1項
- ⑨-1 (制動装置)：施行規則3条1項8号
- ⑩-2 (整備主任者)：施行規則62条の2 1項2号
- ⑪-4 (登録識別情報等通知書)：指定規則別表第2 1.イ
- ⑫-1 (1)：指定規則12条1項
- ⑬-4 (4)：⑭-8 (8)：整備事業の取扱い 別紙3の2 1.
- ⑮-1 (電子制御装置)：指定整備記録簿の記載要領について 1

R6.1